

# 総合支援資金特例貸付

## 再貸付のご案内(さいたま市版)

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

### 1. 対象者(世帯)

令和3年6月末までに、緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付が終了し、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

### 2. 申込要件

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関※による支援を受けること

※自立相談支援機関とは

「仕事が見つからない」、「家計が厳しい」など、生活に困りごとや不安を抱えている方を対象に、専門の支援員が、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う相談窓口です。

さいたま市においては、お住まいの区の区役所に「生活自立・仕事相談センター」として設置されています。

### 再貸付申込にあたり、生活自立・仕事相談センターへのご連絡、ご相談は不要です

さいたま市にお住まいの対象者については、「総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書」の確認事項への同意を以って、再貸付申込要件を確認いたします。

再貸付申込の時点で、生活自立・仕事相談センターへのご相談は必須ではありませんが、再貸付申込後、必要に応じ支援を受けていただくことがありますので、予めご了承下さい。

(経済的な問題で生活にお困りで、ご相談を希望される方は、お住いの区の生活自立・仕事相談センターへお問い合わせください。)

### 3. 貸付期間

3か月以内

### 4. 貸付金額(月額)

単身世帯 15万円以内  
2人以上の世帯 20万円以内

### 5. 申込提出書類

- ①総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書
- ②総合支援資金特例貸付(再貸付)借用書

当初の総合支援資金特例貸付の申込後に、世帯人員が単身世帯から2人以上の世帯に変わった方、市内転居した方は、上記の①、②に加え、変更後の状況がわかる世帯全員分の住民票を提出してください。

※すでに住民票を添えて変更届を提出している場合は不要です。

申込提出書類は以下のいずれかの方法で入手してください

○ホームページからダウンロード

埼玉県社会福祉協議会 <https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem.html>

○郵送による取り寄せ

新型コロナウイルス関連生活福祉資金特例貸付相談・受付センター(050-5491-0234)に電話し、ご自宅へ郵送

➡裏面もお読みください

## 6. 申込期限

### 令和3年6月30日(水) 消印有効

※申込は郵送受付のみとなります。書類の持ち込みによる申込は受付できませんのでご注意ください。

## 7. 申込方法

再貸付申込提出書類①、②の2点を郵送にて下記までご提出ください。

〒330-0061  
さいたま市浦和区常盤 1-3-10 日本生命ビル2F JSC浦和内  
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 コロナ特例貸付窓口 行き

※上記は郵送受付専用の住所となります。来所でのご相談や受付には対応しておりませんのでご注意ください。

### 【留意事項】

- 郵送料はご負担ください※料金不足にご注意ください。
- 普通郵便の到着確認のお問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。  
(必要に応じ特定記録郵便等をご利用ください)。
- 提出書類に不備がある場合、期限内に申込が完了できないことがありますので、誤記入や記入漏れ等がないか、必ずご確認の上、ご郵送ください。  
※消せるボールペンや鉛筆などの筆記具で記入された申込書類は、受付できません。油性ボールペン等の消えない筆記具で記入してください。
- 引っ越し等でさいたま市外に転居された方は、本会にて再貸付の申し込みを受け付けることが出来ませんので、転居先の市町村社協へご相談ください。
- 特例貸付は、頻繁に制度改正が行われています。詳細は、埼玉県社会福祉協議会ホームページ (<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>)に随時掲載しておりますので、ぜひご確認下さい。

## 8. その他

- これまでに緊急小口資金特例貸付を受けていない方については、再貸付を申し込むにあたり、緊急小口資金特例貸付を同時に申し込むことが必要となります。
- 多数の貸付申込が見込まれるため、埼玉県社会福祉協議会の書類審査・送金等の事務が大変混み合うことが予想されます。お急ぎの旨は十分承知しておりますが、少しでも早く皆様に送金するためにも、個別に申込書の到着や審査の状況、送金予定日等のお問い合わせはご遠慮くださるようお願い申し上げます。

令和2年10月1日より電話番号が変わりました

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会  
新型コロナウイルス関連生活福祉資金特例貸付相談・受付センター

専用電話 **050-5491-0234**

(FAX)048-755-9528

受付時間 9時～16時(月～金) ※土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く